

介護老人福祉施設 さわらび 利用料金表

【平成27年8月1日～】

①基本サービス【従来型個室の場合】

又、平成27年8月1日より法改正が成され、滞在費(部屋代)と食費の負担軽減、等について見直されました。
※詳しくは、厚生労働省からの通知やホームページ等をご確認ください。

介護度	内容	保険外費用【A】		1割負担の方			2割負担の方			
		居住費 (月額)	食費 (月額)	介護サービス 1割負担分 【B】	日額の例 【A】+【B】	月額 の例 (30日で計算)	介護サービス 2割負担分【C】	日額の例 【A】+【C】	月額 の例 (30日で計算)	
要介護1	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥547	¥1,167	¥35,010	¥1,094	¥1,714	¥51,420
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥547	¥1,357	¥40,710	¥1,094	¥1,904	¥57,120
	第3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥547	¥2,017	¥60,510	¥1,094	¥2,564	¥76,920
	第4段階	上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥547	¥3,297	¥98,910	¥1,094	¥3,844	¥115,320
要介護2	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥614	¥1,234	¥37,020	¥1,228	¥1,848	¥55,440
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥614	¥1,424	¥42,720	¥1,228	¥2,038	¥61,140
	第3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥614	¥2,084	¥62,520	¥1,228	¥2,698	¥80,940
	第4段階	上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥614	¥3,364	¥100,920	¥1,228	¥3,978	¥119,340
要介護3	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥682	¥1,302	¥39,060	¥1,364	¥1,984	¥59,520
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥682	¥1,492	¥44,760	¥1,364	¥2,174	¥65,220
	第3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥682	¥2,152	¥64,560	¥1,364	¥2,834	¥85,020
	第4段階	上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥682	¥3,432	¥102,960	¥1,364	¥4,114	¥123,420
要介護4	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥749	¥1,369	¥41,070	¥1,498	¥2,118	¥63,540
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥749	¥1,559	¥46,770	¥1,498	¥2,308	¥69,240
	第3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥749	¥2,219	¥66,570	¥1,498	¥2,968	¥89,040
	第4段階	上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥749	¥3,499	¥104,970	¥1,498	¥4,248	¥127,440
要介護5	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥814	¥1,434	¥43,020	¥1,628	¥2,248	¥67,440
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥814	¥1,624	¥48,720	¥1,628	¥2,438	¥73,140
	第3段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方	¥820	¥650	¥814	¥2,284	¥68,520	¥1,628	¥3,098	¥92,940
	第4段階	上記以外の方	¥1,150	¥1,600	¥814	¥3,564	¥106,920	¥1,628	¥4,378	¥131,340

②加算科目

職員体制等、指定基準の法定要件を満たしたと認められた場合に加算されます。(上記表内【A】に加算される1割又は2割負担の費用)

○印は全員の方、*印は該当される方のみ加算されます

加算科目	内容	単位	【B】1割負担分	【C】2割負担分
			月額(30日)	月額(30日)
* 初期加算	入所後ならびに30日以上入院から退院後30日限度に算定	30	900	¥1,800
○ 栄養ケアマネジメント加算	管理栄養士が継続的に栄養管理をした場合に対する加算	14	420	¥840
○ 個別機能訓練体制加算	個別機能訓練の計画的な実施に対する加算	12	360	¥720
○ 日常生活継続支援加算(Ⅰ)	重度者(要介護4又は要介護5)を受入を一定数受け入れた場合の加算	36	1080	¥2,160
○ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	夜間帯に制度上定められた職員数以上の人員を一名以上配置した場合の加算	13	390	¥780
○ 看護体制加算(Ⅰ)口	常勤看護師の配置に対する加算	4	120	¥240
○ 看護体制加算(Ⅱ)口	看護体制加算(Ⅰ)に加え25名ごとに1名以上、又は最低基準に対して1名以上の配置が成され、あわせて24時間の連絡体制を確保している場合の加算	8	240	¥480
* 若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の方受け入れに対する加算	120	3600	¥7,200
* 外泊時加算	外泊、入院時月6日限度算定(月を又ぐ場合は最長12日間)	246	1476	¥2,952
* 経口移行加算	経管による食事嚥食者が経口摂取を進めるために専門職種が作成した移行計画に基づき対応した場合180日限度に算定	28	840	¥1,680
* 経口維持加算(Ⅰ)	摂食障害の方に対する対応に関する加算	—	400	¥800
* 経口維持加算(Ⅱ)	摂食障害の方に対する対応に関する加算	—	100	¥200
* 療養食加算	療養食の提供	18	540	¥1,080
* 看取り介護加算	死亡30日前からの看取り介護に対する加算	144~1280	—	—
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(ひと月の①基本サービス費+②各種加算)×5.9%			

③その他費用

項目	内容	金額
理美容代	施設での訪問理美容をご利用の場合。 ※利用希望をお知らせください。	2,100円/回
日用品費	実際に利用された経費をいただきます。	実費
教養娯楽費	実際に利用された経費をいただきます。	実費
電気代	電化製品をコンセントにて使用される方のみ	60円/日
振込手数料	銀行口座振替をご契約の場合のみ	80円/月